

自動車防災情報

妨害運転(あおり運転)罪が創設されました！

令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、妨害運転(「あおり運転」)に対する罰則が創設されました。

6月30日から、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となります。



《妨害運転(あおり運転)の対象となる10の違反》

違反行為	内容
通行区分違反	前方の車を追い抜くため、反対車線に出る
急ブレーキ禁止違反	後続車の進行を妨害するための急ブレーキ操作
車間距離不保持	前車との車間距離を詰めての走行
進路変更禁止違反	隣の車線から他車の前方に割り込む
追越し違反	左車線から前車を追い越す
減光等義務違反	前車がいるのに上向きライトで走行する
警音器使用制限違反	不必要にクラクションを鳴らす
安全運転義務違反	幅寄せをするなど、安全運転の義務を果たさない
最低速度違反(高速自動車国道)	高速道路で定められた最低速度以下で走行する
高速自動車国道等駐停車違反	高速道路で駐停車をする

- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 違反点数は25点
- 免許取消し(欠格期間2年)

上記のような10の違反行為をし、「高速道路で他の車を停止させる」「一般道路での衝突事故(物損を含む)」等の著しい交通の危険を生じさせた場合

- 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 違反点数は35点
- 免許取消し(欠格期間3年)